



政府統計

報道関係者 各位

令和6年4月1日

【照会先】

政策統括官付参事官付世帯統計室

室長 藤井 義弘

室長補佐 小倉 寿子

室長補佐 川田 貴史

(担当・内線)

世帯票担当 国民生活基礎統計第一係 (7587)

所得票担当 国民生活基礎統計第二係 (7588)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2974

「2024(令和6)年 国民生活基礎調査」を実施します

厚生労働省は、全国の世帯と世帯員を対象とした「2024(令和6)年 国民生活基礎調査」を、今年の中月中旬から7月にかけて実施します。

「国民生活基礎調査」は、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的な事項を調査するものです。

1986(昭和61)年から開始し、38回目となる今回は、簡易な調査の実施年(3年に2回の周期で実施)に当たります。そのため、6月には、約5万5千世帯を対象に「世帯票」の調査を行い、7月には約1万3千世帯を対象に「所得票」の調査を行います。

対象世帯には4月中旬から調査員が伺います。令和5年に引き続き、調査対象世帯の方など向けのコールセンターの設置、郵送回収の実施のほか、全国でオンラインによる回答が可能となります。

【「2024(令和6)年 国民生活基礎調査」のスケジュール(予定)】

- 4月中旬頃～
調査員が対象世帯に伺って、世帯員の人数などをお尋ねし、世帯名簿を作成します。
- 6月6日の前後1～2週間
調査員が『調査票(世帯票)』をお配りし、後日受け取りに伺います。
※ オンラインによる回答も可(オンラインが困難な場合、郵送回収も可)
- 7月11日の前後1～2週間
調査員が『調査票(所得票)』をお配りし、後日受け取りに伺います。
5月下旬から6月上旬にかけて実施する「世帯票」対象世帯の中から、さらに無作為に選んだ一部の世帯に実施します。
※ オンラインによる回答も可(オンラインが困難な場合、郵送回収も可)

参考1 調査の実施についてのお知らせ

参考2 2024(令和6)年 国民生活基礎調査の概要

2024(令和6)年国民生活基礎調査の概要は、下記の厚生労働省のホームページに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

調査の実施についてのお知らせ

2024
(令和6)年



国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。
調査へのご協力をお願いします。



2024年(令和6年)

国民生活 基礎調査



ご協力をお願いいたします。



国民生活基礎調査



(2024(令和6)年国民生活基礎調査のポスター)

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。**
- 答えていただいた内容は、**統計を作るためだけに用いられます。**
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された**地方公務員**です。**お宅を訪問するときには、『調査員証』を携帯しています**のでご確認ください。

? 2024(令和6)年 国民生活基礎調査 とは

6月6日と7月11日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法(平成19年法律第53号)に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が1986(昭和61)年から実施しており、今回が38回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。本年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

※ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

詳しくは、厚生労働省の
ホームページをご参照ください。



国民生活基礎調査

検索

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月22日～調査期間中

午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

2024（令和 6）年国民生活基礎調査の概要

（１）調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

（２）調査の沿革と構成

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査（1953（昭和 28）年から毎年実施）、国民健康調査（同左）、国民生活実態調査（1962（昭和 37）年から毎年実施）、保健衛生基礎調査（1963（昭和 38）年から毎年実施）の 4 調査を 1986（昭和 61）年に発展的に統合し、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査とされ、更に、2009（平成 21）年 4 月から現行の統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、「基幹統計調査」とされています。

この調査は、1986（昭和 61）年を初回として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、世帯の状況を総合的に、また、地域別に観察することとしています。一方、中間の各年には、世帯の基本的事項について簡易な調査を行うこととしています。

2024（令和 6）年調査は、1986（昭和 61）年から数えて 38 回目の調査となり、世帯票及び所得票の簡易な調査を行います。

（３）調査の対象

世帯票の調査は、令和 2 年国勢調査区から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）及び世帯員（約 13 万 2 千人）について行います。

所得票の調査は、前記の 1,106 地区に設定された単位区から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 1 万 3 千世帯）及び世帯員（約 3 万人）について行います。

【参考】 「単位区」とは、推計精度の向上、後続調査の調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものです。

（４）調査の実施日

- ① 準備調査は、4 月 22 日（月）以降、所要の期間内に行います。
- ② 世帯票の調査は、6 月 6 日（木）を調査日として行います。
- ③ 所得票の調査は、7 月 11 日（木）を調査日として行います。

（５）調査の事項

① 世帯票

世帯に関する事項 : 世帯員数等、5 月中の家計支出総額

世帯員に関する事項 : 最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者（夫又は妻）の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、教育※、公的年金の加入状況※、5 月中の仕事の状況※、勤めか自営かの別※、勤め先での呼称※（※印は 15 歳以上の者のみ）

② 所得票

性、出生年月、所得の種類別金額、課税等の状況別金額、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り金額、生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

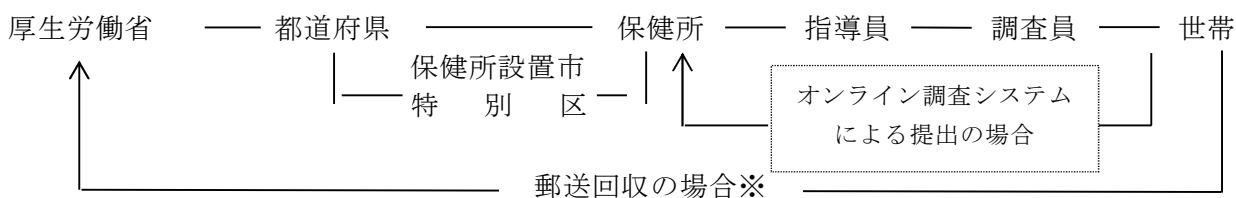
(6) 調査の方法

調査員があらかじめ配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法又は世帯の方が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)にアクセスして回答する方法により実施します。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。

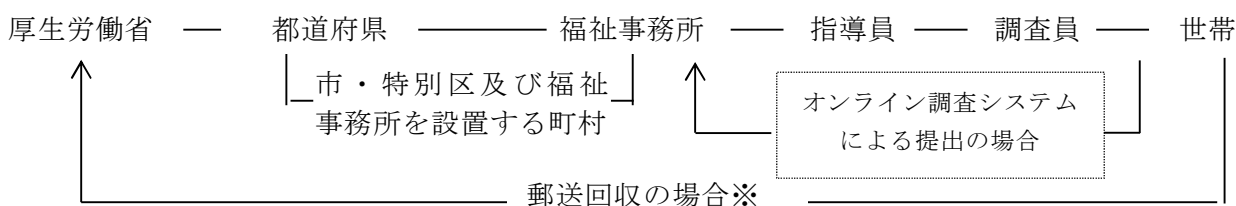
ただし、調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難(パソコンがない等)な世帯については、郵送回収とします。

(7) 調査の系統

① 世帯票



② 所得票



※ 調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難な世帯については、郵送回収とする。

(8) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、その結果は、2024(令和6)年国民生活基礎調査概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。